

「旧筑波ハウスの跡地利用に関する署名要望書」に関わる  
久松公生議員の署名活動に関する疑念に関する調査特別委員会

令和5年10月2日

か議第 102 号

令和5年9月21日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙 様

茨城県かすみがうら市議会  
議 長 小座野 定 信

記録提出請求書

本議会において審議中の事件の調査のため下記により記録の提出を求めることになったことから、地方自治法第100条第1項の規定により提出を求めます。

記

1. 事件

「複合交流拠点施設整備を当初の計画通り進めることを求める要望書」の署名簿のうち、本人の意思とは異なる署名に関して、久松公生議員の関与の有無を調査することについて

2. 提出を求める記録

令和5年8月28日開催の当委員会で提出された説明資料のうち、資料4について、「署名に記載のある方から届いた声」の①②③にあたる計53名の氏名・住所等、署名に記載された情報

3. 提出期限

令和5年9月29日（金）

保有する住民の個人情報について、一般的には守秘義務が課せられていても、議会との間において当該情報を共有することを、行政実例は認めています。

すなわち、昭和44年12月10日付自治省行政課長回答は、地方税の滞納額や滞納者の資産状況など、高度の個人情報を含む「不納欠損処分の個人別資料」を、理事者側が議会に提出する義務を認めています。なお、同行政実例は地方自治法第98条に基づく検査権に係るものですが、別の行政実例（昭和29年9月15日自治省行政課長回答）では、同法第100条が提出請求の対象としている「記録」には、同法第98条の「書類及び計算書」が含まれるとされています。

なお、前記のうち昭和44年12月10日付の行政実例は、関係資料を秘密会で審議する等の議会側の配慮を求めています。当議会においても、そのような配慮を疎かにするものではありませんので申し添えます。